- 被告が、昭和三九年六月一日から昭和四二年九月三〇日までに移出された原告製造に係る扇風機の物品税につき、昭和四三年三月二三日付でした更正処分及び過 少申告加算税賦課決定処分(葛間二特第一一〇号)のうち、左の部分を取り消す。
- 昭和四〇年三月分についてされた処分
- 昭和四一年七月分についてされた処分のうち、課税標準額が一三、四四四、〇 〇〇円を越える部分
- 同年八月分についてされた処分のうち、課税標準額が二、〇七一、〇〇〇円を 越える部分
- 昭和四二年五月分についてされた処分のうち、課税標準額が二一、五〇七、〇 〇〇円を越える剖分
- 同年六月分についてされた処分のうち、課税標準額が二七、一五六、〇〇〇円 を越える部分
- 同年七月分についてされた処分のうち、課税標準が二一、三九一二、〇〇〇円 を越える部分 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。
- 0 事実
- 第-- 当事者の求めた裁判
- 原告
- 被告が、昭和四三年三月二三日付で原告に対し昭和三九年六月一日から昭和四 二年九月三〇日までに移出した原告の製造に係る扇風機についてした物品税更正処 分及び決定処分並びに加算税賦課決定処分(葛間二特第一一〇号及び同第一 号)を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 被告
- 1 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。 2
- 当事者の主張
- 原告の請求原因
- 原告は電気器具の製造業者であり、扇風機(物品税法《以下法という。》-1 条、同法別表「課税物品表」第二種第九号の9《昭和四一年四月改正以前は第三種 第二一号》の物品)を製造している。
- 原告は、物品税課税物品の製造者として、昭和三五年一〇月二四日法三五条二 項に規定する製造開始申告書を原告の扇風機の製造場を所轄する被告に提出し、そ の後右製造場から移出した扇風機に関して、別表二(更正処分の明細)の「課税月分」欄記載のとおりの各月について、それぞれ同法二九条二項に規定するところにより、その数量及び課税標準額、税額等を記載した物品税納税申告書を被告に提出した(そのうち、課税標準額、税額の明細は別表二の「申告」欄記載のとおりであ そして、右申告書記載の課税標準額の基礎となつた扇風機の小売価額は、 る。)。 別表一の「納税申告の基礎とした小売価格」欄記載のとおりである。3 ところ が、被告は、原告が昭和三九年六月一日から昭和四二年九月三〇日までにその製造 場から移出した扇風機について、昭和四三年三月二一日付で、別表二の「更正」欄掲記のとおりの更正処分(増加税額九、一〇四、〇〇〇円)及び過少申告加算税(金額四五四、一〇〇円)賦課決定処分(葛間二特第一一〇号—以下これらの処分
- を本件更正等処分という。)、並びに無申告の部分に対するものとして、別表三掲 記のとおりの賦課決定処分(金額一一、七〇〇円)及び無申告加算税(金額五〇〇円)賦課決定処分(葛間二特第一一一号一以下これらの処分を本件決定等処分とい う。)をそれぞれした(以下本件更正等処分及び本件決定等処分を総称して本件処 分という。)
- しかしながら、被告のした本件処分は、いずれも課税標準額の算定の根拠とな つた扇風機の移出時における小売価格を過大に認定した違法があるので取り消され るべきである。
- 請求原因に対する被告の認否及び主張
- 請求原因1ないし3の事実は全部認め、同4の主張は争う。
- 本件処分の商法性に関する被告の主張
- (一) 原告は、法三条二項に規定するとおり、制造場から移出した扇風機について物品税を納める義務を負うこととなるが、原告は、別表二の「課税月分」欄記載

の各月について同「申告」欄記載の申告をしたのみで別表三の「課税月分」欄掲記

のとおりの各月については被告に何ら納税申告をしていなかつたものである。 (二) 本件原告の扇風機のごとき第二種物品の課税標準となる金額の算定は、原則として法一一条一項二号、二項の規定によるのであるが、法一三条所定の一定の 要件に該当するときは、前記法――条一項二号、二項の規定によらず、法一三条一 項の規定によることとなり、製造場から移出される際に明らかにされている小売価 格を基礎として、課税標準額を算出することとなる。ところで、前記の明らかにされている小売価格の意義については、同法施行令一七条、同法施行規則一二条の規定するところである。すなわち、法一三条一項にいわゆる「小売価格が明らかにさまった。」 れている」とは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和二二年法律第五四号)二四条の二(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定 し、これを維持するための契約、又は大蔵省令で定める方法により小売価格が明ら かにされている場合を指し、右に大蔵省令で定める小売価格を明らかにする方法と しては、当該物品をその製造に係る製造場から移出する前において、当該製造場又 はその者の同法施行令九条六項に規定する特殊販売機関が一般日刊新聞に小売価格 を広告する方法、あるいは当該物品をその製造に係る製造場から移出する前において、当該製造者又はその者の同法施行令九条六項に規定する特殊販売機関が当該物 品又は当該物品の包装、容器、説明書等で消費者に入手されるものに小売価格を表 示する方法によつて明らかにされていることを指すものである。

ところで、原告は、前記の法一三条一項の規定により課税標準を算出する 方法の適用を受けるため、同条二項の定めるところにより、国税庁長官にあてて、 「一定率の適用を受けるための確認申請書」を提出し、原告の課税物品たる扇風機 については、製造場から移出するときにおいて、その説明書等のパンフレット及び プライスカードで消費者に販売される際の小売価格を表示して小売価格を明らかにすることとなつているので法一三条一項の適用を受けたい旨申請し、昭和三九年六 月三日付で同条二項所定の国税庁長官の確認を受けた。そして、右確認の際に、法 一三条一項の適用を受け始める日は同年六月一日と指定された。従つて、右確認により、原告の扇風機に対する物品税の課税標準の算出は、法一一条一項二号の規定によることなく、法一三条一項所定の方法、すなわち、製造場から移出される時に明らかにされている小売価格に基づいて算出する方法によることとなつたのであ

原告は、昭和三九年六月一日から昭和四二年九月三〇日までの別表二の (四) 「課税月分」欄及び別表三の「課税月分」欄にそれぞれ掲記する各月において、そ れぞれ製造場から別表一の「機種」欄記載のとおりの各種の扇風機を移出した。 にて製造場から移出した扇風機全部につき、それぞれ別表一の「明示小売価格」欄に掲記する価格で、当該各月に該当する価格を表示したプライスカード(以下別表一の「明示小売価格」欄の価格を表示したプライスカードを高額プライスカードという。)を添付したものであるところ、右高額プライスカードに表示された価格は、前記の同法旅行規則一二条一項二号にいう当該物品の包装・容器・説明書等では、前記の同法旅行規則一二条一項二号にいう当該物品の包装・容器・説明書等の 消費者に入手されるものに表示した小売価格に該当するから、右プライスカードの 金額が法一三条一項に規定する「当該小売価格」にほかならない。従って、右小売 価格に基づいて課税標準を算出した別表二、三掲記の本件処分はいずれも適法であ る。

被告の主張に対する原告の認否及び反論

1 原告の主張2(一)のうち、原告が別表三の「課税月分」欄掲記の各月につき納税申告をしていないことは認める。同2(二)の主張は争う(その内容は後記原 告の反論のとおり)。同2(三)のうち、原告が法一三条一項の適用を受けるた め、被告主張の日時に国税庁長官より被告主張の確認を受けたこと及び法一三条 項の適用を受け始める日を同月一日と指定されたことはいずれも認め、その余の主 張は全部争う(その内容は後記原告の反論のとおり)。同2(四)の事実のうち、 原告が昭和三九年六月から昭和四二年九月までに別表一の「機種」欄掲記の各種扇 風機を移出したことは認めるが、移出した扇風機全部につき高額プライスカードが 添付されていたことは否認する。但し、後述のとおり小泉産業株式会社(以下単に 小泉産業という。)に移出した分について、被告主張のとおりの高額プライスカー ドが付されていたことは認めるが、それは移出総数量の一部にすぎない。その余の 主張は全部争う。 原告の反論

租税法の原則はあくまで実質課税である。従つて、被告は、原告の扇風機

について実勢価格を調査し、その実勢価格が国税庁長官に対する確認申請の際に届出た価格よりも高い場合にはその実勢価格に基づいて課税すべきである。現在、電気器具業界においては、パンフレツト等に表示された価格は現実の小売価格を意味するものでないことはすでに常識であり、それよりも大巾に下廻る価格が実際の小売価格とされるのであつて、このような措置をとることは商慣習にまでなつているのである。本件の場合も、後述するように、プライスカードの価格は販売政策上の名目的な価格にすぎないのであるから、右プライスカードに表示された価格を基礎として本件処分をしたのは違法である。

(二) 第二種物品に対する物品税の課税標準を算定するについては、法の場別であるに対する物品税の課税標準を算定するについては、法の規定を関定で例外を定するについては、法の規定を関定でのが原則である。するにある。のである。本のでは、まなのである。本のでは、まなのである。本のでは、まなのである。本のでは、まなのである。本のである。

(三) ところで、被告が課税標準算出の根拠としたプライスカードの小売価格は、次のような理由から法一三条一項の「当該小売価格」ということはできない。すなわち、右高額プライスカードは、原告が製造し移出した全製品について付されていたものではなく、原告の取引先の一つである小泉産業に対して移出した商品にのみ付されていたにすぎないものである。小泉産業は、原告の大口の取引先ではあるが、その取引高は概ね原告の全取引高の約半数以下である。

更に、右高額プライスカードの小売価格は、実は小泉産業が一方的に決定した価格である原告自身の意思による原告自身が小売価格と考えべきという。法一三身のの意思による原告自身が小売価格と考えべきとのの名間により小売価格と決定されたものでなければならないと解するである。と決定されたものでなければならないと解するである。というである。というでは、小売である。というでは、大きでは、大きでの小売価格をもつい。産業の一方の価格をいる。では、大きでは、大きでの小売価格をいるのに表示しておき、大きでは、大きでの小売である。といるの、大きでの一般である。といるの、大きである。このように、大きであり、である。このように、原告の意思に基づかずに決定されたものであるうえ、全移出製品のように、原告の意思に基づかずに決定されたものであるうえ、全移出製品のように、原告の意思に基づかずに決定されたものであるうえ、全移出製品のように、原告の意思に基づかずに決定されたものであるうえ、全移出製品のように、原告の意思に基づかずに決定されたものであるうえ、全移出製品のように、原告の意思に基づかずに決定されたものであるうえ、全移出製品のように、原告の意思に基づかずに決定されたものであるうえ、全移出製品のように、原告の意思に基づかずに決定されたものである。

以上のように、原告の意思に基づかすに決定されたものであるうえ、全移出製品の一部についてのみ付されたにすぎず、かつ、小泉産業においても実際の小売価格とする真意を有していなかつた右プライスカードの小売価格は、右いずれの点から法一三条一項所定の「当該小売価格」ということができず、従つて、当該小売価格が存在しないこととなるので、同条三項但書前段の「当該物品が同項(同条一項)の規定に該当しないこととなったとき」にあたるものと解されるから、結局、本件の場合、同条項の適用はないものと解さなければ、原則的規定である法一一条が適用されるのは法の一般的常識である。従つて、本件扇風機の課税標準な算定するにおれるのは法の一般的常識である。

しかるに被告は、前述のとおり、到底法一三条一項所定の「当該小売価格」に該当 しない前記高額プライスカードに表示された小売価格を基礎として、課税標準を算 出したのであるから、被告の本件処分は違法である。

(四) 仮にそうではないとしても、前述のように右高額プライスカトドは、原告

より小泉産業に対して移出された扇風機についてのみ添付されていたのであり、それ以外の取引先に対して移出した扇風機については、前記のプライスカードは全く添付されていなかつたのであるから、この扇風機につき右プライスカードの価格を基礎として課税標準を算出した被告の本件処分は違法というべきである。

1 原告の反論2(一)、(二)の主張はいずれも争う。同2(三)の事実のうち、小泉産業に移出された扇風機にのみ高額プライスカードが添付されており、他の業者に移出された扇風機には、プライスカードが添付されていなかつたこと及び原告が右プライスカードの価格表示に関知せず、また、小泉産業において同プライ

原告が右プライスカードの価格表示に関知せず、また、小泉産業において同プライスカードに表示されている価格を実際の小売価格とする意思を有していなかつたことはいずれも否認し、その余の事実は不知、その余の主張は全部争う。同2

(四)、(五)の主張は全部争う。

2 被告の再反論

(一) 原告は、租税法の実質課税の原則により、本件扇風機の実勢価格を調査し、それに基づいて課税すべき旨主張するが、実勢価格とは、物品が製造場から移出されるときの価格ではなく、現実に消費者が購入する際の価格をいうものであり、法一三条一項が予定している小売価格とは異なることは明らかである。本件扇風機につき、前述(前記二2(二)および(二)掲記)のとおり、法一三条一項の適用を受ける以上、製造場から移出される時において、その明らかにされた小売価格に基づいて、課税標準を算出すべきことは明らかである。

とかできるか、そのねらうところは、必りしも原告の主張りるように、単に納税者の便宜ないしは利益のみを図るものではなく、むしろ、課税標準の合理化と徴税の便宜に資するをもつて本旨とするものというべきである。ところで、法は、第二種物品の課税標準の算定方法につき、原則的規定である法一条一項二号によるか、あるいは特例規定である法一三条一項によるかは大の選択に委ねているものと解されるが、一旦、法一三条の適用を受けるため同業である。」と一義的におり、出り国税標準は「第一項の規定により計算した金額とする。」と一義的に定めるよの課税標準は「第一項の規定により計算した金額とする。」と一義的に定めるれ、爾後においてその適用を受けずに法一年条一項二号の適用を受けるためにより、法一三条三項但書の定めるところにより、その不適用の旨を届出るか、所定の不該当の事由が生じない限り、法一三条一項による課税標準の算定方法が強制され

るものと解すべきであり、この点に関する原告の主張は失当である。 (三) 原告は、前記プライスカードが添付されたのは、原告より小泉産業に移出された扇風機だけに限られており、それは原告からの全移出量の一部にすぎず、し かも、その価格は小泉産業が一方的に販売政策上決めたもので、原告の意思によつ て決定されたものではない旨主張するが、そのような事実はなく、原告は、扇風機 の移出数量を上廻る数量のプライスカードの作成を合資会社信陽堂(以下信陽堂と いう。)に発注し、これをすべての扇風機に添付して移出したものであつて、右プ ライスカードの作成添付はすべて原告の責任でなされたものである。もつとも、原 告は、前記プライスカードのほかに、別表一の「納税申告の基礎とした小売価格」 欄に記載したとおりの価格を表示した別種のプライスカード(以下これを低額プライスカードという。)をも信陽堂に発注して作成しているが、その作成数量は極め て少数であるうえ、そのうちいくらかは原告自身に保有されたままとなっていたの であり、このプライスカードが移出される扇風機に添付された事実は全然認められ ない。むしろ、原告は、このプライスカードを国税庁長官に対する確認申請あるい 量、右の二種のプライスカードの作成数量及び低額プライスカードのうち原告の保 <u> 一</u>していた数量などの関係は別表一記載のとおりである。

原告は、法一三条一項の「当該小売価格」とは、国税庁長官の確認した価 (四) 格である旨主張するが、前述のように、これは同法施行令一七条、同法施行規則一 二条一項の規定に従って明らかにされた小売価格をいうものであって、国税庁長官 の確認を受けるために提出した確認申請書に記載した小売価格をいうものではな い。右国税庁長官の確認とは、法一三条一項の適用を受けうるか否かを確認するに すぎないのであつて、何か明示された小売価格であるかを確認するものではない。 確認申請にあたり提出される申請書には小売価格を記載することとなつているが、 それはあくまでも申請時において申請者が予定している価格であるにすぎないので あつて、現実に移出する時にその価格が明示されていなければ、課税の根拠とする ことはできないものである。

証拠 (省略)

## 0 理由

請求原因1ないし3の事実は全部当事者間に争いがない。そこで、被告による 本件処分の適法性につき判断する。

、本件課税の根拠法規について検討する。

1 物品税法上第二種の課税物品の課税標準の算定方法は、原則として法一一条一項二号の定めるところによるものである。すなわち、「第二種の課税物品で製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの」の課税標準は、その「移出の時 において通常の卸取引数量により、かつ、通常の卸取引形態により、その製造場で 行なうと否とを問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売のために提供するものとした場合における当該物品の販売価格に相当する金額」によるものとされてい

しかし、例外的に法一三条一項による課税標準の特例の適用が認められる。同条項によれば、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に規定する再販売 価格(いわゆる小売価格)維持契約により、小売価格が定められていることその他 の事由により、製造場から移出される時において小売価格が明らかにされている物 品の課税標準は、当該小売価格から、販売者の通常の利潤など政令で定めるところ により計算した金額を控除した金額(控除額は、同法施行令一七条、同令別表第 によれば扇風機については明示された小売価格の四一パーセント相当額及び当該物 品に課せられるべき物品税額に相当する金額の合計額である。)とすることかできるものと定められている。そして、この適用を受けるためには、あらかじめ品名ごとにその旨を国税庁長官に申請し、確認を受けなければならない(法一三条二項)。なお、証人a、同bの各証言によると、法一三条一項により課税標準を求める。 とが許される場合を一般に「一定率の適用」と指称していることが認められる (以下「一定率の適用」というときは法一三条一項の適用による場合を指す。) 2 そこで、法一一条一項二号と一三条一項とをその立法趣旨等の観点から比較衡量してみるに、法一一条一項二号は、取引関係における市場価格、すなわち、自由競争のもとにおける価格は当該物品の適正な時価を示すものとし、正常な取引関係 において適正な時価で取引される実際販売価格はそのまま適正な当該物品の課税標準たりうるものとの見地に立つものであつて、その点ではより実質課税の原則に添って、まれてあるのであるが、その計算は繁雑であつて、納税手続上の計算を生が顕著である。のみならず、同一物品である。これに反し、法一三条一項販売価格が異るという不合理を生ずる可能性がある。これに反し、法一三条の事態を表し、右繁雑さを克服し、納税手続上の能率向上を期待できるうえに一元の基準をよる小売価格は販売契約に左右されることを期待できるが品間である反面、実際の卸版・できる利点がある反面、実際の卸販売価格を把握的に消費を担け、製造場から移出される時に明示されている小売価格を把握的によりとができるができる。ということができる。

以上を要するに、法一三条一項の立法趣旨は、物品税納税手続の簡易化及び能率化を目指し、かつ、同一物品に対する物品税を均一化しようとするところにあると解するのが相当である。

3 ところで、原告が国税庁長官に対し法一三条一項による一定率の適用を受けるための確認申請をして、昭和三九年六月三日付でその確認を受けたこと並びに同確認において、右の適用を受け始める日を同月一日と指定されたことは当事者間に争いがない。

原告は、租税法上の実質課税の原則から、原告の本件扇風機の実勢価格を調査したうえ、その実勢価格が、国税庁長官に対する確認申請の際に屈出た価格よりも高るにはその実勢価格に基づいて更正決定などがなされるできる。自己とおり、原告は本件扇風機の課税標準の算定方法ににいて表した。原告は本件扇風機の課税標準の算定方法ににはずる。国で表により法一三条が確認を受けたことになっては更に後令しては、活っとおり、高法を見なした。とれるい売価格をおり、高田を受けることになり、活っとは、一旦法をである。とは、本件各証拠によるもかいる適用を限り右適用が除外されるもいてきとは、所のように実勢価格すなれない。の、「会別では、本件各証拠によるもから適用を課税においては、本件各証拠によるもから適用を課税できるの表別である。」とは、本件各証拠によるもから適用を課税である。とは、本件各証拠によるもから適用を認定のの表別である。とは、本件を記述がある。とは、本件を記述がある。とは、本件を記述がある。とは、本件を記述がある。

よつて、原告の前記主張は採用できない。 三 次に、一定率の適用による場合、原告の本件扇風機について、一体、法一三条 一項所定の明示された小売価格に該当するものは何かという点につき検討する。 1 同法施行令一七条によれば、法一三条一項にいわゆる「製造場から移出される 時において小売価格が明らかにされている第二種の課税物品で政令で定めるもの」 とは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」二四条の二(再販売価 格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により、 おおれているものを指すのまたは大蔵省令で定める方法により、小売価格が明らかにされているものを指すの であるが、右大蔵省令で定める小売価格を明らかにする方法とは、同法施行規則一

二条一項によれば、当該物品をその製造に係る製造場から移出する前において、当該製造者などが一般日刊新聞に小売価格を広告する方法、あるいは、同じく製造場 から移出する前において、当該製造者などが当該物品又は当該物品の包装、容器、 説明書等で消費者に入手されるものに小売価格を表示する方法を指すものであるこ とが明らかである。 ところで、本件の場合、原告がその製造にかかる扇風機を移出する際、プライスカ 一ドを添付して小売価格を明示していたこと自体は当事者間に争いがないところ (但し、プライスカードが全部の扇風機に付されていたか、一部にのみ添付されていたかについては争いがあるが、この点については後に判断する。)、右プライス カードは、前記の当該物品又は当該物品の包装、容器、説明書等で消費者に入手さ れるものに該当するものと解することができる。 原告は、本件扇風機に添付されたプライスカードが小泉産業の一方的意思決定 によるものであり、かつ、その価格は販売政策上のものであつて、原告はこれが添 付につき何ら関知していないと主張するので、この点につき判断するに、成立に争いのない甲第二号証、乙第八号証、第九号証の一ないし五、いずれも原本の存在及び成立につき争いのない甲第一号証、乙第一六、第二二号証、証人 b の証言により真正に成立したものと認められる乙第二ないし第七号証、証人 a 、同 c 、同 b の各証言を総合すると、次の事実を認めることができる。 原告は主に小型扇風機とドライヤーを製造販売している電気器具メーカーである が、その製造する小型扇風機(その機種は別表一の「機種」欄記載のとおりであ る。)の主な卸販売先は、昭和三四年ごろから取引を始めた大阪に本社を持つ小泉産業であつた。小泉産業は、小型扇風機については、昭和三九年ごろから昭和四三年ごろまでの間において、その取扱う商品のほとんど全部を原告から仕入れ、原告も右の期間においては小型扇風機の全生産量の約八割を小泉産業に卸売りしてお り、両者の取引関係は相当に緊密であつた。特に、原告にとつては小泉産業は重要 な取引先であつたことから、その原告に対する立場は非常に強く、小型扇風機の仕 入れ契約あるいは同扇風機の小売価格の決定などにおいては、ほとんど小泉産業側 の意思によつて交渉がまとまる傾向にあつた。小型扇風機の仕入れ契約の交渉は、 毎年一、二月ごろ原告側の d、 e と小泉産業側の東京営業所長 f あるいは大阪本社 の山本商品第一部長らとの間で行なわれ、右商品価格は前年度の仕入れ価格などを 参考にして決定された。そして、本件扇風機の場合は、原告の製造場(現在は東京都葛飾区<以下略>所在の原告の奥戸工場であるが、昭和四〇年ごろそこに移転す る以前は、同区<以下略>に存していた。)において、製品を包装する際に製品と ともに小売師格を表示した直径五センチメートルほどの丸型のプライスカードを一 緒に密封し、そのプライスカードを消費者に提示することにより、小売価格が消費 者に明示されることとなるが(このころ原告が製品にプライスカードを添付していたことは当事者間に争いがない。)、そのプライスカードに表示される小売価格の 決定に関しては、毎年二月ごろ小泉産業の主催で夏物電気器具の展示会を行ない、 二、三年前からの各メーカーの小売価格の動向を参考にしながら小泉産業側が主導 的立場に立つてその小売価格案を原告側に提示し、原告がそれを了承するという形 で決定されるのが通例であつた。 ところで、電気器具業界においては、消費者に示される製品のパンフレツト、単価 シールなどに表示されている小売価格は、必ずしも実際に予想される小売価格と同 ーではなく、それよりも二、三割ほど高目になつているものであり、これは、実際 に小売する場合に値引き幅を大きくすることを可能ならしめ、営業成績を上げよう とする販売政策から考え出されたものであるが、このことは、すでに同業界におい て慣習的なものとなつている。そこで、小泉産業も、原告の扇風機に付されるプラ イスカードに表示されるべき小売価格を決定するにあたつては、予想される実際の 小売価格よりも約二、三割ほど高目にするようメーカーである原告に働きかけ、原 告が消費者に対する信用保持の観点からかかる高額表示に難色を示したこともあつ た(昭和四一、四二年ごろ)が、結局、取引関係において優位に立つ小泉産業が自らの意思を押し通し、原告もこの小売価格を了承せざるを得ないという形で決定さ れるのが常であつた。こうして小売価格が決定されると、原告は信陽堂に発注して 右小売価格を表示したプライスカードを印刷、作成したうえ、これを原告の製造場 において扇風機とともに包装し、消費者に提示されるまでに卸問屋、小売業者によ つて右プライスカードが差し換えられるようなことはなかつた(もつとも、原告は 右プライスカードとは別にこれにより低額の小売価格を表示したプライスカード 《低額プライスカード》を作成していたが、この点は後にふれることとする。)。

右の認定に反する証拠はない。 3 右の事実によれば、前記プライスカード(高額プライスカード)に表示された 小売価格の決定過程において、原告がその立場上優位にある小泉産業の意思にそむ ぎえなかつたとしても、最終的には、なお原告自らの意思と責任で右価格とするこ とを決定したものというべきであるから、原告がこれを表示した前記プライスカー ドを製品に添付したのは、同法施行規則一二条一項にいう「当該製造者(中略) が、当該物品又は当該物品の包装、容器、説明書等で消費者に入手されるものに小売価格を表示する」ことに該当すること明らかである。従つて、原告の前記主張は 理由がない。

次に、原告は、被告が本件処分の基礎とした小売価格を表示した示した荊 記高額プライスカードは、原告から小泉産業へ移出した扇風機のみに付されていた ものと主張するのでこの点につき検討すると、前顕甲第二号証、乙第一ないし第七 号証、いずれも成立に争いのない乙第一一号証、第一二ないし第一四号証の各一、 1、第二三号証、いずれも原本の存在及び成立につき争いのない乙第一五ないし第 一号証、証人c、同bの各証言に弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認める \_\_ ことができる。

原告は毎年三月ごろ、前記認定のとおり、高額プライスカードと低額プライスカードの二種のプライスカードを信陽堂に発注して作成していた(但し、昭和四〇年度 には右低額プライスカードを作成していない。)。しかし、右低額プライスカード は、毎年せいぜい一〇〇ないし四〇〇枚ほどしか作成されず、それは信陽堂がいず れも原告に対するサービスとして、無料で印刷したものであり、その表示された小売価格は、別表一の「納税申告の基礎とした小売価格」欄記載の金額であつて、例えば、LF五七〇では高額プライスカードが四、一〇〇円であるのに対し、低額プライスカードが二、九〇〇円であつた。原告は、右低額プライスカードを専ら国税 庁長官や被告に対して提出する確認申請書や機種変更届出書などに添付するために 使用するほかは全く利用せず、他への流用は禁止していた(昭和四二年度に移出さ れたNF六六〇型扇風機用の低額プライスカードのうち原告の手許に残存するもの については、袋に入れて使用禁止の表示が付されていたものであり、このことは右

事実を裏付けるものである。)。
原告の東京本社から大阪、札幌、仙台、福岡等に所在する営業所や出張所に対し小型扇風機が移出される際も高額プライスカードのみが添付され、低額プライスカードが同時に添付されることはなく、前記営業所及び各出張所の係員らには、同一機 種に前記のごとく小売価格の異なる高低二種のプライスカードが作成されているこ とさえも知らされていなかつた。そして、原告から小泉産業に移出された扇風機に ついてはもとより(これが全製品の約八割に当る。)、他の移出先に対するものについても、添付されたプライスカードはすべて高額プライスカードのみであつた。そして、右高額プライスカードに表示された小売価格は、別表一の「高額プライス カード」欄の「明示小売価格」欄記載の金額(別表四の「明示小売価格」欄記載と 同一)であつた。

証人bの証言のうち、右認定に反する部分は採用できず、その他右認定を動かすに 足りる証拠はない。

ところで、前顕乙第二号証によれば、原告の納税関係の責任者であるbは、 飾税務署員aの質問に対し、昭和三九年度においては同年六月三日に国税庁長官の 確認を受けてから約一か月経過して後に高額プライスカードやパンフレットを作成したものであるように記憶している旨述べていることが認められるが、仮にそうであったとしても、前頭甲第一号証、乙第一六、第二二号証によれば、原告の扇風機 については、原告自身が作成するパンフレットのほかに、大手の卸問屋である小泉 産業自身で作成する消費者向けのパンフレツトが存し、そのパンフレツトには、昭 和三七年ごろから原告の製品の小売価格が表示されていて、消費者に提示されうる 状態にあったことが認められ、右認定に反する証拠はない。従って、昭和三九年六 月中に原告が移出した本件扇風機について、仮にその全部に原告自ら高額プライスカードを添付した事実がないとしても、同プライスカードに表示されたと同額の小売価格が小泉産業の作成に係る消費者向けのパンフレットに表示されている限り、 同会社と原告との間の前記認定のごとき緊密な取引関係に照らせば、原告においで 右パンフレツトにする価格の表示を容認していたものと推認すべきであり、結局、 右パンフレツトに小売価格が表示されていることをもつて製造者たる原告が小売価 格を明らかにしたものと解することが相当である。してみれば、昭和三九年六月中 に移出した本件扇風機についても、その課税標準は別表一の「明示小売価格」欄記

載の価格を基礎にして、法一三条一項によりこれを算出すべきものといわなければならない。

3 以上の事実によれば、結局、本件処分の対象となつた原告が移出した扇風機には単に小泉産業に対するもののみならず、その他の移出先に対するものをも含めて全部高額プライスカードが添付されていたか、あるいはそれに類する方法とみられる消費者に対するパンフレツトに表示する方法により前記の「明示小売価格」が表示されていたものと認めることができるから、右認定に反する事実に立脚する原告の前記主張は採用できない。また、本件の場合、法一三条三項但書に該当する事由が存する旨の原告の主張も、以上述べたところにより採用できないことは明らかである。

五 更に、原告は、法一三条一項にいわゆる「当該小売価格」とは、国税庁長官の確認を受けたものでなければならない旨主張する。しかしながら、法一三条二項所定の国税庁長官の確認とは、第二種物品の課税標準の算定につき、原則規定である法一一条一項二号の適用を排除し、法一三条一項の一定率の適用を許容する趣旨のものであつて、いわば法一三条一項の規定の適用要件であるということができる。従つて、右確認の趣旨は、指定された日以後の課税標準の算出は、法一三条一項による旨を確定するにとどまり、それ以上に何が法一三条所定の「当該小売価格」であるかについては、前述のとおり、同法施行令一七条、同法施行規則一二条一項に規定されているのである。

もつとも、同法施行令一八条一項、二項によれば、右確認申請に際しては、当該物品の小売価格を申請書に掲記しなければならず、更に小売価格が明らかであることを証する書類その他の物件を添付しなければならないこととされているが、これは必ずしも右確認の際に課税標準の基礎となる明示された小売価格を確定しようとするものではなく、申請者につき、以後法一三条一項の方法で課税標準を求めることが可能な状況にあるか否か、換言すれば、法一三条二項の確認を与えうる状況にあるか否かについての資料を求めるものにほかならないと解すべきである。よつて、原告の前記主張が失当であることは明らかである。

そこで、前記認定の各月ごとの移出数量(別表四の「移出数量」欄記載のとおり)と明示小売価格(別表一、別表四の各「明示小売価格」欄記載のとおり)に基づき、法一三条一項、同法施行令一七条により課税標準額を算出すると、別表四の「課税標準(全部)」欄記載のとおりとなり(なお、同表の「課税標準(一個当りの課税標準額である。)、各月の税額は同表の「税額」欄記載のとおりとなる。そして、別表二の本件更正処分の課税標準額と別表回の前記認定の課税標準額とを対照して見れば明らかなように、本件更正等処分にき、昭和四〇年三月分の課税標準額を一、〇〇〇円と認定した点、四四四、〇〇〇円を超えて一五〇、〇〇〇円と認定した点、昭和四二年五月分の課税標準額を二一、五〇七、〇〇〇円と認定した点、昭和四二年五月分の課税標準額を二一、五〇七、〇〇〇円を認定した点、昭和四二年五月分の課税標準額を二

超えて二一、五〇九、〇〇〇円と認定した点、同年六月分の課税標準額を二七、 五六、〇〇〇円を超えて二七、一八六、〇〇〇円と認定した点及び同年七月分の課税標準額を二一、三九三、〇〇〇円を超えて二一、三九九、〇〇〇円と認定した点 は、いずれも違法であつて、取り消されるべきことが明らかである。

次に本件決定等処分の課税標準額につき検討する。

原告が別表三の「課税月分」欄掲記の各月に所定の納税申告をしなかつたことは当事者間に争いがない。そして、前顕甲第一、第二号証、乙第二二号証、証人a、同 bの各証言によれば、扇風機の需要は、毎年春先から夏にかけて集中しており、秋 から冬期にかけてはほとんど扇風機が移出されることはないけれども、稀にはごく少数ながら移出されることがあることが認められ、右認定に反する証拠はない。ところで、本件決定処分の対象となった別表三の「課税月分」欄記載のとおりの各月 の扇風機の移出数量につき、これを直接認めるに足りる証拠はないが、弁論の全趣 旨によれば、原告は、本件訴額全体からみて極めて僅少部分にすぎない本件決定処 分の課税標準額(六四、〇〇〇円)、税額(一一、七〇〇円)及び無申告加算税額 (五〇〇円) については、その数額な明らかに争わないものと認められるので、こ れを自白したものとみなすべきである。

そうすると、本件決定等処分には原告主張の違法はない。

七 以上によれば、本件処分のうち、本件更正等処分の次の部分は違法というべき であるが、その余については原告主張の違法はない。

昭和四〇年三月分の処分 (1)

- 昭和四一年七月分の処分のうち、課税標準額が一三、四四四、〇〇〇円を (2) 越える部分
- 同年八月分の処分のうち、課税標準が二、〇七一、〇〇〇円を越える部分 (3)
- 昭和四二年五月分の処分のうち、課税標準が二一、五〇七、〇〇〇円を越 (4) える部分
- 同年六月分の処分のうち、課税標準が二七、一五六、〇〇〇円を越える部 (5) 分
- 同年七月分の処分のうち、課税標準が二一、三九三、〇〇〇円を越える部 (6) 分
- よつて、原告の本訴請求中、本件更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち 右(1)ないし(6)の部分の取消しを求める限度で理由があるからこれを認容 し、その余は失当であるから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法 八九条、九二条を各適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 高津 環 別表一、二(省略) 牧山市治 慶田康男)